

## 随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 教育政策課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	小中学校昇降機保守点検業務委託	
業 務 の 概 要	<p>旭小学校、城山小学校及び白鳳小学校の昇降機を除く、市内小中学校の昇降機について、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第12条第2項の規定による法定点検及び年2回または4回の定期点検（東栄小は、8月を除く月1回）</li> <li>・故障時における原因調査、報告</li> </ul>	
契約金額（税込）	<p style="text-align: center;">2, 7 4 5, 0 5 0 円</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>	
	<small>（該当する口欄に印をつけること）</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>業務の対象となる昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造及び施工したものであり、点検にあたっては製造業者独自のノウハウが必要であり、故障時の原因解析は製造業者以外では事実上困難である。</p> <p>また、製造業者と保守業者が異なる場合、故障発生時の責任範囲が不明確なものとなり、事後の対応に苦慮することも想定される。</p> <p>さらに、万が一事故等が発生した場合は、原因を緊急に調査し、速やかに復旧するため、当該設備の構造を熟知している技術員を常時確保していなければならない。</p> <p>以上のことから、製造業者のグループ会社で保守事業を行う三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社へ本業務を委託することが適切と判断されるため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は教育委員会事務局教育政策課です。